

「豊臣ミュージアム」開館にあわせた地域参画による中村区魅力発信事業に係る管理運営業務委託 仕様書

1 業務名称

「豊臣ミュージアム」開館にあわせた地域参画による中村区魅力発信事業の管理運営業務委託

2 業務目的

令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機に中村公園内に「豊臣ミュージアム」が設置されることに伴い、中村区の魅力を発信するための地域参画として中村公園内で実施する出展ブース（愛称「豊臣横丁」）（以下、「豊臣横丁」という）の出展調整や管理運営及び、豊臣ミュージアムのミュージアムショップ内の一部区画を活用した地域参画コーナー（仮称）（以下、「ミュージアムショップ内地域参画コーナー」という）において出展品等の管理を委託するもの。

3 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日まで。

4 豊臣横丁及びミュージアムショップの基本情報

【豊臣横丁】

（1）場所

中村公園「ほまれの広場」内

（2）開設日（予定）

令和8年1月24日（土）～令和8年3月29日（日）のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日、全23回（ただし、中村公園内でイベント等の開催予定がある場合又は、その他の都合により受託者が必要と判断した場合は、中止することがある。）

※令和8年度も実施予定

（3）開設時間（予定）

午前10時～午後4時

【ミュージアムショップ】

（1）場所

豊臣ミュージアム内

（2）期間

令和8年1月24日（土）～令和8年3月31日（火）

※ミュージアムショップは令和9年1月11日（月）まで営業予定

（3）営業時間

午前9時～午後5時

(4) 休館日

原則無休（主催者等の都合で変更となる可能性あり）

5 業務内容

【豊臣横丁】

(1) 体制

ア 事業全体を統括する責任者（以下「統括責任者」という）を配置すること。

統括責任者は委託者との連絡調整を担うとともに、本業務の遂行中は緊急時等の場合を含めて、諸事即応可能な体制を維持すること。

イ 運営マニュアルを作成し、スタッフやボランティア等の従事者（以下「従事者」という。）への周知及び記載内容の遵守を徹底すること。

(2) 出展調整

ア 中村区の魅力を発信するため、別記1に定める要件に該当する出展者（以下、「出展者」という）を募集し、確保すること。なお、委託者で1開設日あたり4つの出展者分のテントを用意するものとする。ただし、出展者が商品の販売をする場合は、別記2を満たす出展内容であること。

なお、本事業を令和8年度も実施することを前提に、委託者と調整のうえ、令和8年4月及び5月実施分についても出展者を募集し、確保すること。

イ 募集した出展者については、別記3に定める選定基準を基に厳正かつ公平な選考を実施し、決定すること。選定の結果について、応募した出展者へ通知すること。

ウ 決定した出展者に対し、法令上必要な事項を遵守させること。出展者に出展計画書を提出させるとともに出展計画書を取りまとめ、別記1の2の(3)の該当の有無を確認すること。

また、火気を使用する場合は「露店等の開設届」を中村消防署へ届出を行うこと。

エ 受託者は、出展者が食品を扱う場合には、別記4に定める事項を実施すること。

オ 都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づく公園施設の設置の許可の申請については、委託者で行うものとし、受託者は、出展者から公園の使用料を徴収しないこと。

(3) 管理・運営

ア 委託者がテント4張（三方幕付）、テントウエイト16個、長机4本、パイプ椅子8脚、バナーを用意することとし、その他の必要な物品等については受託者と出展者が協議のうえ、準備するものとする。

イ 豊臣横丁の準備は午前9時からとする。「ほまれの広場」に委託者の用意したテント等を指定の場所から出展者と共に搬入し、午前10時までに指定の場所に設置すること。テントには必ずテントウエイト（テント1張あたり4個）

を付けること。また、調理する場合は三方幕を付けること。

出展終了後は、出展者と協力し、テント等を指定の場所へ午後5時までに片づけること。

ウ 委託者より別途指示する中村公園の管理上必要となる事項について、出展者へ指示及び監督すること。

エ 豊臣横丁へ人が流れるように適宜、中村公園来場者等にPR等を実施すること。ただし、公園利用者や豊臣ミュージアム来場者の支障にならないよう、公園管理者及び豊臣ミュージアム運営管理者と十分に協議したうえで実施すること。

オ 地震等の災害の発生や警報発令状況等により以下の場合は、豊臣横丁を中止とする。実施前に中止となった場合は、出展者に連絡すること。実施中に中止となった場合は、出展者と協力し、速やかにテント等を指定の場所に片づけること。

- ・市域において震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- ・大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報のいずれかが名古屋市に発表されたとき。
- ・台風の接近に伴い上記に掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されることが予想されるとき。
- ・その他、委託者が特別の理由があると認めるとき。

カ 豊臣横丁内及び周辺の整理・整頓に努める。適宜、清掃を実施すること。清掃用具は受託者で用意すること。

キ 出展終了後、出展者が各ブース内及び周辺の清掃活動等を行い、原状回復したことを確認すること。

ク 豊臣横丁内及び周辺から発生する廃棄物等は、関係法令に従い、適正に分別し・保管・収集・運搬・処分等を行うこと。

ケ イベント保険に加入すること。

コ 事業報告書の作成

出展の内容（団体名、実施内容、その他特記事項（業務の実施状況、事故、苦情等の対応状況、備品等の不具合に関する事項等）を記載した日報を作成すること。また、委託者の求めがあるときは速やかに提出すること。

(4) 出展者を1件も確保できず、開設日に豊臣横丁を開設できない日が生じた場合は、双方協議のうえ、開設できなかった日数に応じて業務委託料を減額するものとする。

(5) 天候等により、イベント内容の縮小又は中止を判断する場合がある。その場合、委託者が受託者と協議のうえ、一部履行した業務に係る実費負担については、すべて委託契約額の範囲内での対応とすることとし、違約金については支払わないものとする。

【ミュージアムショップ内地域参画コーナー】

- (1) ミュージアムショップ内地域参画コーナーにおいて出展品の管理を実施すること。出展品は地域の魅力発信に資する地域の銘菓・名産品などとし、取扱基準を設定すること。
- (2) 商品を扱う場合は、安全性等信頼できる事業者から仕入れることとし、本業務の受託者が扱う商品の瑕疵についての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、消費期限等を遵守すること。
- (3) 出展品の陳列にあたり必要となる陳列棚等の備品を準備すること。ただし、備品等の装飾については、ミュージアムショップ内の雰囲気損ねることのないよう事前に豊臣ミュージアム運営管理者と協議すること。
- (4) その他、ミュージアムショップ内地域参画コーナーの出展品全般について、豊臣ミュージアム運営管理者及びミュージアムショップの運営で連携している名古屋観光ブランド協会と事前に十分協議すること。
- (5) 出展の内容、その他特記事項（業務の実施状況、事故、苦情等の対応状況、備品等の不具合に関する事項等）を記載した事業報告書を提出すること。

6 仕様書等の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者・受託者協議のうえ、変更できるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者・受託者協議のうえ、決定するものとする。委託者において必要と認められるときは、業務の変更又は中止を指示することがある。

7 その他注意事項

- (1) 業務の履行にあたっては、委託者と十分な協議を行いながら進めること。
- (2) 防犯、防災等の安全管理について検討し、必要な対策を実施すること。
- (3) 各所（署）に提出した届出の書類の写しを事前に提出すること。また、豊臣横丁の出展内容及びミュージアムショップ内地域参画コーナーの出展内容について事前に委託者に報告すること。
- (4) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任において賠償を行うものとする。ただし、豊臣横丁の出展者又はミュージアムショップ内地域参画コーナーの出展者が賠償責任を負うものを除く。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民からの信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (7) 令和8年度も同事業を実施する場合、新たな受託者に交替することとなったと

きは、業務の引継ぎに協力すること。

(8) 受託者は業務の履行にあたっては、別紙1「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び別紙2「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(9) 妨害又は不当要求に対する届出義務

ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出すること。

イ 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

別記1 豊臣横丁の出展者の要件

1 下記のいずれかに該当をするもの

(1) 中村区内で地域活動をするもの。
(2) 中村区内に本社又は主たる事業所のあるもの。

2 (1) 上記1に該当するもののうち食品を扱うもの

ア 法令上必要な場合には、資格を有する食品衛生責任者を選任できること。
イ 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。ただし、食中毒事故に対応する特約を付帯していること。

(2) 上記1に該当するもののうち食品以外の販売を行うもの

生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。

(3) 上記1に該当するものに共通する資格要件

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
ウ その他、委託者が必要とする要件を有すること。

別記2 豊臣横丁で商品等を販売する場合

いずれかに該当する商品をもっぱら取り扱うもの

1 中村区内で生産された加工品。
2 中村区内で製造された製品又は自社ブランドとして販売しているもの。
3 中村区の伝統・文化を感じさせるもの。
4 中村区出身の武将をモチーフとしたもの。

別記3 豊臣横丁の出展者の選定基準

下記のいずれかに該当するものとし、下記1に該当するものを優先すること。

1 中村区内の地域活動を紹介するもの。
2 中村区内の地域の魅力等を発信するもの。

別記4 豊臣横丁で食品を扱う場合

1	受託者は、出展者が当事業に申し込むにあたり、出展内容について事前に中村保健センターに相談するよう指示すること。ただし、常温で保存可能な包装食品のみ取り扱う場合を除く。
2	受託者は、食品の調理及び販売を行う出展者に対し、営業許可申請（調理。加工を伴う販売）又は営業の届出（温度管理等が必要な包装食品の販売）について、中村保健センターに事前相談のうえ、手続きを行うよう指示し、手続きが行われたことを確認すること。ただし、常温で保存可能な包装食品のみ取り扱う場合を除く。
3	受託者は、出展者が決定した際に、「イベント等実施計画届」について中村保健センターと計画内容について事前に相談のうえ、届出を行うこと。
4	受託者は、出展者に対し、食品の衛生管理に関して、中村保健センターの指示に従って行うことを周知すること。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託

することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利

用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等） 【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反しているとき、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。